

## 中東知的財産ニュースレター Vol.49

### アラブ首長国連邦、サウジアラビア、トルコ、パキスタン — オンライン模倣品対策

オンライン市場の安定成長とともに、買い物に対する渴望を満足させようとする消費者の旺盛な消費欲求や、指先でタップするだけで次々に欲しい商品が買えるという手軽さも相まって、オンラインでの模倣品取引が世界的な問題となってきている。この問題は悪化する一方で、ブランド権利者にも消費者にも同様に悪影響を及ぼしている。ネットの陰に隠れている模倣品取引業者は次第に技術に精通するようになり、人気のあるソーシャルメディア・プラットフォームや合法的なオンライン市場をすべて動員して、自らが提供する違法な商品の宣伝販売を行っており、そのせいで無防備な買い手は彼らの罠に陥りやすくなり、これら業者が販売する模倣品はより広範な閲覧者の目に触れるようになっている。

模倣品について検証してみると、その商品の周辺に存在するオンライン上のサプライチェーンの全貌を見て取ることができる。模倣品のサプライチェーンは、往々にして合法的な流通チャンネルと並行して存在している。この違法な、しかし非常に儲けの大きい悪質商法の業界は、自らの商品を販売する際に、正規ブランドがオンラインで使用しているのと同じツール、手法およびベストプラクティス（最も効率の良い方法）を利用している。リアルの世界での模倣品取引とサイバースペースでの模倣品取引との主要な相違点を理解することが必須であり、それらの相違点はインターネット利用のグローバルな拡張性、高速性、匿名性に根差している。ウェブ上で展開されるバーチャル市場のこうした属性は、オンラインで活動する模倣品取引業者へのアクセスを容易にし、街角や客の多いバザール、フリーマーケット等で商売する行商人もどきの模倣品販売人たちを急速かつ徹底的に打ち負かしてきた。さらに、無節操な商人たちが卸売サイトで模倣品を調達し、仕入れた商品を店舗で再販するだけでなく、デジタルの販売チャンネルを通じて非常に効率よく仕入れた再販することが可能になっている<sup>1</sup>。

こうした違法なエコシステムは、低品質で時として危険な模倣品を客に押し付けるよう売り手たちを促すが、オンラインでの販促活動やマーケティングはこのエコシステムの重要な一部をなしている<sup>2</sup>。この点で、模倣品取引業者が合法的な販売業者たちが使っているのと同じ戦術を使っていることに我々は注目している。例えば、人気のあるソーシャルメディアのプラットフォームに表示されるペイドサーチ型の広告、人気のある検索エンジンへの最適

<sup>1</sup> <https://citeseerx.ist.psu.edu/viewdoc/download?doi=10.1.1.369.7172&rep=rep1&type=pdf>

<sup>2</sup> <https://www.redpoints.com/blog/the-growth-of-fake-products-on-social-media/>

化といった戦術で、無知な買い手をインターネット上の暗黒街にある自らのサイトに誘導している<sup>3</sup>。

本号では、オンライン侵害に対するアラブ首長国連邦、サウジアラビア、トルコおよびパキスタンの模倣品取締対策の概要を示すことにする。

## アラブ首長国連邦

最近建国 49 年を迎えたアラブ首長国連邦 (UAE) は、中東・北アフリカ地域 (MENA) で最も強固な模倣品取締制度を設けている国のひとつとして、輝かしい名声を獲得している。UAE は砂漠に出現したビジネスチャンスのオアシスとして歓迎されており、国際的なブランドの発売やマーケティングのための最高の立地を提供している。また、地域の通過貿易においては国際的な中心となっている。しかし、それと同時に、UAE には模倣品が氾濫しており、それらの商品は、リアル店舗とバーチャル店舗の両方で販売されている。

こうした現状にも関わらず、模倣品を販売するオンライン上の侵害者は、長期間にわたってネットの隠れ蓑の陰に潜んでいることができないであろう。実際には、ブランド権利者は司法制度を通じて実現された堅固な基盤に頼ることができる。侵害者が UAE に所在する国内の団体または個人であることをブランド権利者が突き止めた場合 (ウェブページの所有者が UAE 国内に物理的に存在していなければならない)、オンライン侵害に対する救済として訴訟を利用することができる。場合によっては、侵害品や模倣品の写真等の十分な証拠を関係当局に提出できれば、結果的に判決が示されるまでウェブサイトがブロックされることもありうる。

UAE を構成する 7 つの首長国のひとつ、ドバイ首長国を例にとれば、同国には警察の内部組織として設立された「経済犯罪取締局」 (Anti-Economic Crimes department) の傘下に「犯罪捜査課」 (Criminal Investigation Division) と呼ばれる特任部隊が存在し、電子犯罪全般を担当している。他の首長国もドバイに倣って同様の手続を採用しているが、オンラインサービスが利用できるのはドバイだけである。

電子犯罪の定義には、他の諸々のコンピュータ犯罪と並んで、インターネットを通じた模倣品の販売が含まれている。そのため、模倣品のネット販売に関する捜査は上述の特任部隊が指揮することになる。オンライン市場や e-コマースのウェブサイトはもとより、ソーシャルメディアのアカウントや模倣品の販売・販促に関与しているウェブページに関しても、ブランド権利者が告発状を提出すれば、それに基づいて何らかの措置がとられるのが普通である。模倣品の販売や販促に携わっているウェブサイトは無防備なオンライン顧客がアクセス

<sup>3</sup> <https://www.marketingweek.com/warning-how-social-media-is-a-danger-to-brands/>

しないようにブロックする際に、ブロックの実行を決定する管轄権を上述の特任部隊が握っていることは注目に値する。この特任部隊は、ブロックに必要な技術的な適格性と技量を併せ持っている。

ちなみに、ドバイ経済局 (Dubai Economy) は、2016 年以来、偽造品や模倣品を販売しているソーシャルメディアのアカウント数千個のうち数十個の閉鎖に成功している<sup>4</sup>。ただし、模倣品販売の疑いがあるウェブページを運営しているトレーダーまたは所有者が UAE 国内に現実に存在しており、同国内で有効な営業許可を取得している場合を除き、ドバイ経済局はオンライン侵害に対抗する措置をとることに難色を示す傾向があるという点は指摘しておくべきだろう。しかし、模倣品販売の疑いがあるウェブページを運営しているトレーダーまたは所有者が UAE 国内に現実に存在しており、同国内で有効な営業許可を取得していなければ、ドバイ経済局は電気通信規制局 (Telecommunication Regulatory Authority ; TRA) に連絡して当該ページのテイクダウンや「.ae」のドメインネームの取消を実行させることができる。

## サウジアラビア

世界最大の原油輸出国であり、確固たる経済多様化プログラムの推進に熱心に取り組んでいる国として、この砂漠の王国は、国際的なブランドを有する権利者が自らの権利の行使を考える場合に、戦略的にも経済的にも重要な市場である。悪徳業者がインターネット上で展開している悪質な商慣行に対する取締りの一環として、サウジアラビアは 2016 年にオンラインプラットフォーム Maroof (<https://maroof.sa/>) を開設した。これは商業投資省が開発したプラットフォームで、オンライン利用者の購買行動を拡大するとともに、サウジ国境の域内における模倣品販売を取り締まることを目的としている<sup>5</sup>。

Maroof は、オンライン上のインターネットポータルとスマートフォン向けアプリを通じて、ネットショッピングを楽しむ利用者がセキュアなデータベースにアクセスし、国内のオンライン店舗を手軽に検索し、信頼できる業者と安全に取引することを可能にする。また、Maroof には投稿欄があり、ネットショッピングを利用する顧客は、この投稿欄を通じて他の利用者の目に触れるプラットフォーム上で自身の体験を公開して共有したり、業者に関するレビューや格付けを发表或示したりすることができる。消費者が特定の業者との取引やオンラインで購入する商品の品質を格付けできるようにすることにより、Maroof は信頼性のあるデータベースの創出を目指している。このデータベースにアクセスし、データを閲覧できるのは顧客や業者だけではなく、告発や問題が発生した場合には国内の関係当局もこのデータベースを利用する。Maroof が提供するサービスは無料であり、商業登記も必要ない。こうして利

<sup>4</sup> <https://gulfbusiness.com/14000-social-media-accounts-shut-dubai-selling-counterfeit-good/>

<sup>5</sup> <https://mc.gov.sa/en/Communityparticipation/pages/maroof.aspx>

用のハードルを引き下げることにより、合法的な利用者が Maroof にアクセスすることが事実上より容易になり、利用者は Maroof を活用して自らのコンプライアンスを確認し、有害となり得る模倣品や侵害品を特定・押収することができる。

さらに、オンライン販売業者が自らの商業登記をデータベースに入れることを希望した場合、その業者のプロファイルに金色の認証マークが表示されることになる。この認証マークは人気のあるソーシャルメディアのプラットフォームが提供している認証バッジに相当する。ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等でユーザー名の近くに表示されるブルーの認証バッジのようなものである。Maroof の究極の目標は、オンラインで取引される模倣品の拡散を食い止め、消費者およびブランド権利者の権利を保護することである。

ドメイン名やウェブサイト上で商標が違法に使用された場合、ブランド権利者は自らの選択に従い、ドメイン名、ハイパーリンク、メタタグ、オンライン広告またはウェブサイト上での商標使用を差し止めるために訴訟を提起することができる。ブランド権利者が採りうる選択肢として、商業投資省の商業詐欺対策部（Anti-Commercial Fraud Department ; ACFD）に行政訴訟を提起する道がある。ACFD はこの種の侵害を取り締まるために設立された専門の機関である。ブランド権利者にはまた、商業裁判所に侵害訴訟を提起するという選択肢もある。さらに、通信情報技術委員会（Communication and Information Technology Commission ; CITC）に訴訟を提起するという選択肢も、ブランド権利者に与えられている。同委員会は「.sa」というドメインに関係するすべての紛争に対して管轄権を持っている。

ちなみに、CITC は「サウジ・ビジョン 2030」の一部として国内の情報技術部門の成長と国内環境への適応を円滑化する機関である。CITC の目標は、情報技術の規制とライセンスングを推進することにより、2023 年までに情報技術の増強と振興技術市場の拡大を実現し、世界各地からの投資をサウジアラビアに誘導することである<sup>6</sup>。

## トルコ

ヨーロッパとアジア両大陸にまたがるという戦略地理的に有利な位置を占めているトルコは、欧州、中東、コーカサス、中央アジアの各地域をつなぐエネルギーと物流の重要な通路となっている。しかし、こうした地理的に有利な立地にも欠点はある。そのせいで、密輸業者や侵害者にとって格好のターゲットとなってしまうのである。トルコは模倣品や侵害品の経済圏として世界で第 4 位となっている<sup>7</sup>。とはいえ、トルコが模倣品の取締りに積極的に取り組んでいないわけではない。

<sup>6</sup> <https://www.spa.gov.sa/viewstory.php?lang=en&newsid=2021577>

<sup>7</sup> <https://www.morogluarseven.com/news-and-publications/oecd-euipo-report-names-turkey-as-the-fourth-largest-economy-for-counterfeit-and-pirated-goods/>

e コマースのサイトが増加し、迅速かつ手軽に買い物しようとするネット利用が増えるにつれ、侵害や模倣を生業とする業者がオンライン市場に数多く押し寄せ、自らの違法な商品が無警戒な消費者に押し付けようとしている。とはいえ、これらの犯罪者は法の手の届かないところにいるわけではない。

「.tr」という国別コードの付いたドメイン名の登録について、トルコは、自国のドメイン名登録の可否を独自に決定する権利を有している。登録機関として管轄権を持っている情報技術局（Information Technologies Authority ; ITA）は、ドメイン名の登録について厳格な規則を適用しており、ドメイン名を付与する前に、登録申請人が正当な権利者であることを証明する正確かつ詳細な文書の提出が求められる。ITA が採用しているこうした手続のおかげで、「.tr」の国別コードが付いたドメイン名を侵害者が詐欺的に登録することは極めて困難であり、ほぼ不可能と言ってもいい。

さらに、トルコでインターネットサービスを提供するプロバイダーが侵害者に対して支援やサービスを提供した場合、または現に行われている侵害行為に気づかなかつた場合、そのプロバイダーは責任を問われる可能性がある。また、プロバイダーは、侵害に利用されているウェブサイトのブロックや閉鎖を行うことができる。この点に関して、トルコには「インターネット上の広報活動の規制とそれら広報活動による犯罪の抑止に関する法律第 5651 号」

（Law No. 5651 on Regulation of Publications on the Internet and Suppression of Crimes Committed by Means of Such Publications）があり、コンテンツ、ホスティングおよびインターネットサービス・プロバイダーについて適用される枠組みや指針となる原則は、同法に規定されている。オンライン上の模倣品取引や著作権侵害といった行為にも、この法律は適用される。

同法の関連規定に従い、インターネット上で公開されたコンテンツによって自らの権利が侵害されたと主張する当事者は、当該コンテンツの提供者および/またはホスティング提供者と連絡を取り、侵害に相当するコンテンツの削除を要求することができる。別の選択肢として、関係者が管轄権を有する刑事裁判所（Penal Court of Peace）に直接申立書を提出し、侵害に相当するコンテンツの削除や当該コンテンツへのアクセスのブロックを請求することもできる。コンテンツ提供者および/またはホスティング提供者への連絡は、上述の申立書を裁判所に提出するための要件ではない。

コンテンツ提供者および/またはホスティング提供者に対して請求がなされた場合、提供者は 24 時間以内に請求に対応しなければならない。裁判所に申立書が提出された場合、裁判所はその申立てに関する決定を 24 時間以内に下さなければならない。裁判所に対する申立ての場合、裁判所は、状況に応じて、侵害に相当するコンテンツを含む関連部分または当該ウェブサイトのコンテンツ全体へのアクセスをブロックする旨の決定を下すことができる。この決定に対して異議申立を行うことも可能である。

上述の申立てを裁判所が認容した場合、裁判所はその決定をアクセスプロバイダー協会（Access Providers Association ; 以下「協会」という）に送達し、協会は当該コンテンツに関

する決定をインターネットサービスやホスティングを提供したプロバイダーに転送する。これらの者は4時間以内に決定を実行する義務を負っており、その義務が遵守されなかった場合には刑事上の罰金刑が科される。

つまり、トルコにおいては、管轄権を有する刑事裁判所、コンテンツ提供者および/またはホスティング提供者に対する申立てや請求を通じて、模倣品や侵害品に関する侵害的なデジタルコンテンツの削除が行われることになる。そのような申立てや請求は迅速に審査され、解決が図られる。

## パキスタン

パキスタンは南アジアにおいて地政学的に重要な位置を占めており、その立地が国際市場へのアクセスという面での利便性を同国に与えている。同国の歴史は5000年以上前に遡り、インダス文明の懐に守られて育った国である。もっと現代的な法律面のコンテキストで言えば、パキスタンは商標、特許、意匠および著作権の保護に関して、比較的包括的な規制と法制度を有している。

しかし、サイバースペースに関する限り、英国の経済誌「エコノミスト」の調査部門(EIU)が発表するインターネット関連の調査結果「インクルーシブ・インターネット・インデックス」(Inclusive Internet Index)の2020年版によれば、パキスタンの順位は100か国中76位であり、調査対象となったすべての国の中で下から4分の1に留まっている<sup>8</sup>。ちなみに、この年次調査報告はフェイスブックの委託によるものであり、インターネットの利用度、手頃さ、重要性、インターネット利用に関する人々の知識や技能に基づいて各国を格付けするものである。

ワールドワイド・ウェブへの接続とアクセスに上述したような格差があるにも関わらず、オンラインによる模倣品取引はパキスタンでは広く蔓延している。これは、中国、インド、アフガニスタンと国境を接しているという同国の戦略的位置のせいである。この立地ゆえに、国際貿易や地域の通商で取引される大量の商品が常にパキスタンを通過することが予想されるのだ。とはいえ、パキスタンの関係当局が違法な活動に目を光らせていないわけではない。オンラインの世界では自分は匿名の存在だと利用者が考えているとしても、その匿名性に付け込んだ違法行為に対して、当局はそれなりに対応している。権利侵害者や模倣品取引業者によるドメイン名の不正な登録や使用に対しては、知財裁判所(IP Tribunal)に訴訟を提起して差止命令を勝ち取ることができる。さらに、パキスタンの裁判所は、模倣品を提供・販

<sup>8</sup> <https://theinclusiveinternet.eiu.com/explore/countries/PK/performance/indicators/>

売するという形で侵害に利用されているウェブサイトへのアクセスをブロックするよう指示した禁止命令を発行する権限も持っている。

権利侵害者や模倣品取引業者が「.pk」の付いたドメイン名の登録に成功し、そのドメイン名が登録商標や周知商標を侵害している場合、権利者には以下の2つの選択肢がある：(1)「統一ドメイン名紛争解決ポリシー」(Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy；URDP)に基づく告発を行う。その結果として、ドメイン名の取消や告発人への譲渡が行われる可能性がある；(2)対立当事者を相手取った侵害訴訟またはパッシングオフ訴訟を知財裁判所に提起する。訴訟提起の時点で、ドメイン名の使用継続に対する暫定的差止命令の申立てを同時に行う。裁判所が発行した命令は、パキスタン電気通信局(Pakistan Telecommunication Authority；PTA)およびパキスタンネットワーク情報センター(Pakistan Network Information Centre；PKNIC)に送達される。後者は「.pk」の国別コードトップレベルドメインを管理している団体であり、これら2つの機関が侵害に相当するドメインへのアクセスをブロックする。ドメイン名の末尾が「.pk」でない場合、上に挙げた選択肢のうち(2)は利用できない。

さらに、ブランド権利者は、国内の警察署または連邦捜査局(Federal Investigation Agency)に対し、オンラインで模倣品を販売している業者を相手取って刑事告発を行うこともできる。無形財産の所有権を証明する証拠を添えた告発状が提出されることにより、訴訟手続が開始される。この種の犯罪の訴追は、「1962年著作権条例」(2000年に改正)、2001年商標条例およびパキスタン刑法に基づいて行われ、調査、模倣品取締りの強制捜査、模倣品の廃棄、侵害者の逮捕が行われる。侵害者が逮捕されると、その事件は刑事裁判所に付託され、パキスタン刑事訴訟法に基づく手続が進められる。

## 結論

本号では、上述した国の政府が知的財産権の保護に真摯に取り組んでおり、オンライン上での知的財産権保護のために多くの構想を実行に移していることを明らかに示すとともに、オンライン上での模倣品取引をめぐる争う際に有効な様々な手段を示した。しかし、各国の輝かしい実績にも関わらず、オンラインで活動する模倣品取引業者を捕捉するための網が十分な大きさを備えていることを保証するためには、やるべき仕事はまだ数多く残されている。

それゆえ、利用可能な手段を効率よく活用するための包括的な戦略を開発するに当たって、ブランド権利者および知財を担当する弁護士や代理人は、関係国それぞれの関係当局と足並みを揃えて仕事を進めることが望ましい。いくつもの国にまたがり、サイバースペースとり

# JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)



アルの世界の両方を内包する広大な空間を舞台とした権利保護を実現しようとする場合、それぞれの侵害事案について別々の課題が存在すると思われるからである。

結局のところ、オンラインによる模倣品取引が近い将来に消滅することはないだろうが、利用可能な技術を適切に活用しつつデータに基づく戦略を実践することは、模倣品との終わりのなき戦いの中で権利行使のためのプランを策定する際に、ブランド権利者が様々な情報を把握した上で意思決定を行う上で有益であろうと思われる。



[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 49

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2021年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。